

上越妙高駅東口でイルミネーションを実施

上越妙高駅東口の樹木をライトで装飾しています。今年はイルミネーションに新たな色が加わりました。ぜひお立ち寄りください。

令和5年3月14日④までの

午後5時～11時 ④交通政策

課 ☎025・

520・56

32)

詳しくは



農業所得の申告

●農業従事者

領収書などの関係書類を集計し、収入と経費を記載した収支内訳書が必要です。

また、個人や法人から賃金や作業料などを受け取った場合も申告が必要です。

●小規模農家

水稲作付50アール未満の人は、調査票を市へ提出することで、収支内訳書の提出を省略できるため、市民税・県民税の申告時間を短縮できる場合があります。調査票は令和5年2月上旬頃に発送します。

●田畑を小作に出している人

個人や法人から小作料を受

け取った場合は、不動産所得として申告が必要です。

●法人の代表者

法人の構成員が申告しやすいよう、小作料、賃金、作業委託料、機械借上料などの項目別に支払金額をまとめ、構成員に配付してください。

国税務課 ☎025・520・

5650)

建物を取り壊したら届け出を

固定資産税と都

市計画税は、毎年

1月1日現在の固

定資産の所有者に

課税されます。

住宅や車庫などの建物を取り壊したとき(一部分の取り壊しを含む)は、現況確認が必要で、必ず「家屋滅失届出書」を提出してください。

届け出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。

届出書は、問合せ先にある

ほか、市ホームページからダウンロードできます。

④ 国税務課 ☎025・520・

5650

2)、各総合

事務所

詳しくは



令和5年度償却資産(固定資産税)の申告

固定資産税の課税対象となる償却資産を所有する法人や個人事業主は、令和5年1月1日現在の状況を申告期限までに申告してください。

④市内で事業に使用している

資産(使用可能な資産も含む)

※土地や家屋として評価されて

いる資産や、軽自動車税、

自動車税の対象となる資産は

除く ④申告期限 令和5年

1月31日④までに電子申告(e

LTAx)または税務課(南・

北出張所、各総合事務所へ書

面で申告 ※電子申告の利用

は事前に届け出が必要です。

eLTAxのホームページを

ご覧ください

④ 国税務課 ☎

025・52

0・5652)

詳しくは



冬の交通事故防止運動

年末が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなり、注意力が散漫になりがちです。さらに、夕暮れの早まりや悪天候、路面の凍結・積雪、飲酒の増加などにより、交

通事故の多発が心配されます。道路を利用する全ての人が、交通ルールの順守と正しいマナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。

④12月11日④～20日④

●スローガン

『寒くても ゆずる運転 あたたく』

●運動の重点

①横断歩行者などの交通事故防止

②飲酒運転の根絶

③冬道の安全走行

④市民安全課 ☎025・520・

5661)

市内の空間線量率観測結果 10月も通常の範囲内でした

毎日午前

9時に、上

越地域消防

事務組合管

内の各消防

署において、

地上1メートルで測定した値

(月間の平均値、最小値、最大値)は、いずれも通常の値

である毎時0・016～0・

16マイクロシーベルトの範

囲内でした。

④ 環境保全課 ☎025・5

20・5690)



地盤沈下を防ぐために、地下水の節水にご協力ください

消費のため地下水を多くくみ上げると、地盤が沈下し、住宅などに大きな被害が発生する恐れがあります。

消費パイプの水を小まめに止

め、人力や機械による除雪を

行うなど、地下水の節水にご

協力ください。

また、市では揚水設備の設

置を規制しています。届け出

などが必要な地域で揚水設備

を設置・変更する場合は、着

工前に市、県または施工業者に

に問い合わせてください。

●揚水設備の設置者の皆さんへ

○節水型の自動降雪感知器の

設置や、くみ上げた地下水

の再利用、機械除雪の併用

に努めてください。

○県が地盤沈下注意報や警報

を発令したときは、地下水

の一層の節水にご協力くださ

さい。特に、警報発令時は、

地下水の使用量を半減して

ください。

④ 環境保全課 ☎025・5

20・5690)

